

1. 基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保障するために、以下の方針で水質検査を行います。

(1) 検査地点

検査地点は次の地点とします。

- ア 守谷配水場の出口地点（配水池の水）
- イ 水質基準が適用される給水栓（蛇口からの水）

(2) 検査項目

検査項目は次の項目とします。

水質基準項目（水道法で義務付けられている項目）

(3) 検査頻度

水道法及び守谷市の過去の検査結果などに基づいて、項目に応じて頻度を設定し、検査を実施します。